

# 「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」の一部改正 について

令和2年12月15日  
日本証券業協会

## 1. 改正の趣旨

本協会では、総合取引所の創設に伴い商品先物取引業者の円滑な業務の継続を目的として、本年2月18日付で本規則を制定し、商品先物取引法（以下「商先法」という。）における外務員資格保有者が一定の条件を満たすことで、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等（以下「商品デリバ」という。）のみを扱うことができる外務員資格（以下「特例商先資格」という。）を認定しているところである。

当該措置は本年12月末までの時限措置であるが、今般、令和3年以降の特例商先資格の認定要件として、日本商品先物取引協会（以下「商先協」という。）において現在実施されている商品先物取引外務員資格試験に加え、今後、金融商品取引法等に係る内容を含む試験（以下「新試験」という。）を実施する見込みであることから、新試験の合格者について、特例商先資格の認定を与えることとする。については、新試験が開始されるまでの間の暫定対応として、現行の認定措置を、本協会が別に定める日まで延長するための改正を行う。

また、商品デリバに係る内部管理統括補助責任者、内部管理部門の管理職者及び営業責任者並びに内部管理責任者の任命等に係る特例措置として、本年12月末までに商先協が実施する内部管理責任者等資格研修及び本協会が指定する研修を修了することを求めている。引き続き、商品デリバを扱う特定業務会員の業務の円滑な移行に資するよう、当該特例措置を、本協会が別に定める日まで延長するための改正を行う。

## 2. 改正の骨子

本規則（別表1）の読替規定において、以下の規則についてそれぞれ一部改正を行う。

### （1）「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の読替規定について

特例商先資格の認定期限を「本協会が別に定める日」に延長する。

（第4条第7号）

※ 商先協における新試験の合格者に対する特例商先資格の認定については、改めて、本規則の改正を行うこととする。

### （2）「協会の内部管理責任者等に関する規則」の読替規定について

商品デリバに係る内部管理統括補助責任者、内部管理部門の管理職者及び営業責任者並びに内部管理責任者の任命等に係る特例措置を「本協会が別に定める日」まで延長する。

（第6条第4項、第7条第1項、第11条の3第3号、第14条の3第3号）

### 3. 施行の時期

この改正は、令和3年1月1日から施行する。

※ 本改正は、その内容が投資者・発行会社等に対して影響を及ぼすものではないと考えられることから、パブリックコメント手続は実施しない。

○ 本件に関するお問い合わせ先

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の読替規定について  
資格管理部 (TEL 03-6665-6779)

「協会の内部管理責任者等に関する規則」の読替規定について  
規律審査部 (TEL 03-6665-6778)

以 上

「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」の一部改正について

令和 2 年 12 月 15 日

( 下 線 部 分 変 更 )

規 定	読 替 規 定 (新)	読 替 規 定 (旧)
<p>(別表 1)</p> <p><b>協会員の外務員の資格、登録等に関する規則 (外務員資格)</b></p> <p><b>第 4 条</b> 協会員は、その役員又は従業員のうち、次の各号に掲げる要件を具備した者でなければ、外務員の登録を受けることができない。</p> <p>1～6 ( 省 略 )</p>	<p><b>(外務員資格)</b></p> <p><b>第 4 条</b> ( 同 左 )</p> <p>1～6 ( 同 左 )</p> <p>7 特例商先外務員 以下に掲げる要件のすべてを満たす者であって、協会員が必要であると認めて、本協会に対し本協会が別に定める日 (商品先物取引法 (以下「商先法」という。)) 上の外務員の登録の取消し若しくは職務の停止又は日本商品先物取引協会 (以下「商先協」という。) 規則上の職務禁止の措置を受け、<u>当該日までにこれらの措置が解除されない者に</u></p>	<p><b>(外務員資格)</b></p> <p><b>第 4 条</b> ( 同 左 )</p> <p>1～6 ( 同 左 )</p> <p>7 特例商先外務員 以下に掲げる要件のすべてを満たす者であって、協会員が必要であると認めて、本協会に対し<u>令和 2 年 12 月 31 日</u> (商品先物取引法上の外務員の登録の取消し若しくは職務の停止又は日本商品先物取引協会 (以下「商先協」という。) 規則上の職務禁止の措置を受け、<u>令和 2 年 12 月 31 日までにこれらの措置が解除されない者については、当該</u></p>

規 定	読 替 規 定 (新)	読 替 規 定 (旧)
	<p>については、当該措置の解除の日から一月が経過する日)までに認定申請を行い、本協会が認定した者</p> <p>イ 当該申請時において、商先協により付与された<u>商先法</u>第 200 条第 1 項に規定する外務員の資格を有している者</p> <p>( 現行どおり )</p> <p>( 現行どおり )</p>	<p>措置の解除の日から一月が経過する日)までに認定申請を行い、本協会が認定した者</p> <p>イ 当該申請時において、商先協により付与された<u>商品先物取引法</u>第 200 条第 1 項に規定する外務員の資格を有している者</p> <p>ロ 当該申請時において、商品関連市場デリバティブ取引等に従事するために行う、本協会が指定する研修(以下「認定研修」という。)を修了した者</p> <p>ハ 当該申請時において、「協会の従業員に関する規則」(以下「従業員規則」という。)第 12 条第 1 項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者でなく、かつ、同項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者であり当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から 5 年間を経過していない者でない者</p>

規 定	読 替 規 定 (新)	読 替 規 定 (旧)
<p><b>協会員の内部管理責任者等に関する規則</b>  <b>(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務)</b></p> <p><b>第 6 条</b> 内部管理統括責任者は、第 4 条各項に掲げる責務を遂行するため、自己の責任において、細則に定める内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者（所属部署等における担当業務の遂行に責任を有する者をいう。以下同じ。）を内部管理統括補助責任者として定め、自己の職務を分担させることができる。</p> <p>2 } ( 省 略 )  3 }</p> <p><b>4</b> 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験（以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。）の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</p>	<p><b>(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務)</b></p> <p><b>第 6 条</b> ( 同 左 )</p> <p>2 } ( 同 左 )  3 }</p> <p><b>4</b> 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験（以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。）の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。  ただし、<u>本協会が別に定める日までに</u>、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を</p>	<p><b>(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務)</b></p> <p><b>第 6 条</b> ( 同 左 )</p> <p>2 } ( 同 左 )  3 }</p> <p><b>4</b> 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験（以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。）の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。  ただし、<u>令和 2 年 12 月 31 日までに</u>、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修</p>

規 定	読 替 規 定 (新)	読 替 規 定 (旧)
<p data-bbox="185 837 667 965">5 } 9 } ( 省 略 )</p> <p data-bbox="185 1029 779 1420"><b>(内部管理部門の管理職者等の資格取得)</b> <b>第 7 条</b> 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあつては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験</p>	<p data-bbox="804 837 1263 965">5 } 9 } ( 同 左 )</p> <p data-bbox="804 1029 1397 1420"><b>(内部管理部門の管理職者等の資格取得)</b> <b>第 7 条</b> 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあつては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験</p>	<p data-bbox="1424 837 1883 965">5 } 9 } ( 同 左 )</p> <p data-bbox="1424 1029 2018 1420"><b>(内部管理部門の管理職者等の資格取得)</b> <b>第 7 条</b> 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあつては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験</p>

規 定	読 替 規 定 (新)	読 替 規 定 (旧)
<p>の合格者) でなければ、その職務を行わせてはならない。</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p><b>(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例)</b>  <b>第 11 条の 3</b> 協会員は、第 11 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第 3 条第 10 号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る営業責任者に任命してはならない。</p>	<p>の合格者) でなければ、その職務を行わせてはならない。</p> <p>ただし、<u>本協会が別に定める日までに</u>、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第 5 条第 1 項により読み替えられた外務員規則第 4 条第 7 号ロに規定する認定研修を修了した者に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理部門の管理職者の職務を行わせる場合はこの限りではない。</p> <p>2 ( 同 左 )</p> <p><b>(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例)</b>  <b>第 11 条の 3</b> 協会員は、第 11 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第 3 条第 10 号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る営業責任者に任命してはならない。</p>	<p>の合格者) でなければ、その職務を行わせてはならない。</p> <p>ただし、<u>令和 2 年 12 月 31 日までに</u>、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第 5 条第 1 項により読み替えられた外務員規則第 4 条第 7 号ロに規定する認定研修を修了した者に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理部門の管理職者の職務を行わせる場合はこの限りではない。</p> <p>2 ( 同 左 )</p> <p><b>(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例)</b>  <b>第 11 条の 3</b> 協会員は、第 11 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第 3 条第 10 号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る営業責任者に任命してはならない。</p>

規 定	読 替 規 定 (新)	読 替 規 定 (旧)
<p>1 令和2年7月1日以降に実施した会員 内部管理責任者資格試験又は特別会員内 部管理責任者資格試験の合格者</p> <p>2 令和2年6月30日以前に実施した会 員営業責任者資格試験又は会員内部管理 責任者資格試験、特別会員営業責任者資 格試験又は特別会員内部管理責任者資格 試験の合格者であり、かつ、外務員規則第 4条の3第2号に規定する社内研修又は 資格更新研修を修了した者</p> <p>(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に 係る特例)</p> <p><b>第14条の3</b> 協会員は、第14条に規定する 要件に加え、次の各号に掲げる要件のいず</p>	<p>1 令和2年7月1日以降に実施した会員 内部管理責任者資格試験又は特別会員内 部管理責任者資格試験の合格者</p> <p>2 令和2年6月30日以前に実施した会 員営業責任者資格試験又は会員内部管理 責任者資格試験、特別会員営業責任者資 格試験又は特別会員内部管理責任者資格 試験の合格者であり、かつ、外務員規則第 4条の3第2号に規定する社内研修又は 資格更新研修を修了した者</p> <p>3 <u>本協会が別に定める日までに</u>、商先協 が実施する内部管理責任者等資格研修を 修了し、かつ、「商品関連市場デリバティ ブ取引等の自主規制規則の適用に関する 規則」第5条第1項により読み替えられ た外務員規則第4条第7号ロに規定する 認定研修を修了した者</p> <p>(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に 係る特例)</p> <p><b>第14条の3</b> 協会員は、第14条に規定する 要件に加え、次の各号に掲げる要件のいず</p>	<p>1 令和2年7月1日以降に実施した会員 内部管理責任者資格試験又は特別会員内 部管理責任者資格試験の合格者</p> <p>2 令和2年6月30日以前に実施した会 員営業責任者資格試験又は会員内部管理 責任者資格試験、特別会員営業責任者資 格試験又は特別会員内部管理責任者資格 試験の合格者であり、かつ、外務員規則第 4条の3第2号に規定する社内研修又は 資格更新研修を修了した者</p> <p>3 <u>令和2年12月31日までに</u>、商先協が 実施する内部管理責任者等資格研修を修 了し、かつ、「商品関連市場デリバティ ブ取引等の自主規制規則の適用に関する規 則」第5条第1項により読み替えられた 外務員規則第4条第7号ロに規定する認 定研修を修了した者</p> <p>(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に 係る特例)</p> <p><b>第14条の3</b> 協会員は、第14条に規定する 要件に加え、次の各号に掲げる要件のいず</p>



規 定	読 替 規 定 (新)	読 替 規 定 (旧)
<p>れかを具備している者でなければ、定款第3条第10号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理責任者に任命してはならない。</p> <p>1 令和2年7月1日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</p> <p>2 令和2年6月30日以前に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第4条の3第2号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者</p>	<p>れかを具備している者でなければ、定款第3条第10号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理責任者に任命してはならない。</p> <p>1 令和2年7月1日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</p> <p>2 令和2年6月30日以前に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第4条の3第2号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者</p> <p>3 <u>本協会が別に定める日までに</u>、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第5条第1項により読み替えられた外務員規則第4条第7号ロに規定する認定研修を修了した者</p>	<p>れかを具備している者でなければ、定款第3条第10号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理責任者に任命してはならない。</p> <p>1 令和2年7月1日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</p> <p>2 令和2年6月30日以前に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第4条の3第2号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者</p> <p>3 <u>令和2年12月31日までに</u>、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第5条第1項により読み替えられた外務員規則第4条第7号ロに規定する認定研修を修了した者</p>

規 定	読 替 規 定 (新)	読 替 規 定 (旧)
	付 則 この改正は、令和3年1月1日から施行する。	